

一般競争入札の実施(公告)

業務の委託について一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和7年2月18日

長崎県立長崎図書館 館長 池田 浩

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 郷土資料センター清掃等業務契約
- (2) 契約内容 入札説明書添付の仕様書による
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 長崎県立長崎図書館郷土資料センター(長崎市立山1丁目1-51)
- (5) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この公告の前日までに長崎県内に本店等を有している者、又は県内に支店等を有し当該支店等において常勤の従業員を雇用している者のうち、次に掲げる要件の全てに該当する者であること。

- (1) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に基づき庁舎の清掃に係る資格を得ていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号いずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号に該当しない者である。
- (3) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が認める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 契約日より当該業務の「仕様書」の内容を契約に基づき、確実に履行できる者で、当該業務の「仕様書」の内容の全部(発注者との協議で承諾を受けた部分を除く)を一括して第三者に委任、又は請け負わせることなく履行できる者であること。

3 当該契約に関する事務を担当する機関の名称等

- (住 所) 〒850-0007 長崎県長崎市立山1丁目1-51 長崎県立長崎図書館郷土資料センター
(名 称) 長崎県立長崎図書館 郷土課
(電 話) 095-826-5258

4 契約条項を示す場所

3の機関とする。

5 入札説明書の交付方法

入札に参加するために必要な関係書類、その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

(交付期間) この公告の日から令和7年2月28日(金曜日)17時00分までの間(県の休日を除く。)とする。

(交付場所) 3の機関において配布する。なお、長崎県のホームページから入手することもできる。

6 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。また、長崎県知事による資格審査結果通知書の写しを申請書と併せて提出すること。

(提出期日) 令和7年3月3日(月曜日) 16時00分

(提出場所) 3の機関とする。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札の日時及び場所

(日 時) 令和7年3月10日(月曜日) 11時00分開始

(場 所) 長崎県立長崎図書館郷土資料センター集会・研修室(長崎市立山1丁目1-51)

入札開催当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開催を延期することもあるので、事前に3の機関に確認すること。

9 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

(3) 入札執行回数は、3回を限度とする。3回までに決定しない場合は最低入札価格を入札した者との見積の協議を行う。

(4) 電送及び郵送による入札は認めない。

(5) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

(ア)3,000 万円以上

(イ)3,000 万円未満 1,000 万円以上

(ウ)1,000 万円未満

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の 100 分の 10 以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの(2 件以上)を提出する場合。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

(ア)3,000 万円以上

(イ)3,000 万円未満 1,000 万円以上

(ウ)1,000 万円未満

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札にかかわることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(13) 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1)長崎県財務規則(昭和 39 年長崎県規則第 23 号)第 97 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2)落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者決定するものとする。この場合に当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 最低制限価格

本入札には、最低制限価格が設定されている。

なお、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。

15 落札決定の取消

(1) 落札者が落札締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(2) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書 4 に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

(3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)及び長崎県財務規則(昭和 39 年長崎県規則第 23 号)の定めるところによる。

(4) その他、詳細は入札説明書による。